



日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

発行:日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan
幹事会
〒144-0043
東京都大田区羽田5-11-4
フェニックスビル
TEL.03-5705-2770
FAX.03-5705-3274
E-mail:office30@alpajapan.org

www.alpajapan.org

Date 2007.5.10

No. 30-35

次回 佐賀便労災裁判は7月3日 13:30 東京高裁 第809号法廷 引き続き大量傍聴を！！

4月26日13:20～佐賀便労災第1回控訴審が開かれました。当日は当該全日空乗員組合をはじめ、日乗連、航空連そして安全会議からも多くの参加がありました。

参加頂いた方々にはお礼申し上げますと共に、引き続き第2回公判以降も、裁判傍聴をはじめとし、各取り組みへの参加をお願いします。

公判当日は天候にも恵まれ、裁判所周辺で11:30から行ったビラまきでは、用意した1,500枚のビラ全て配布する事が出来ました。道行く人々に「乗務中に倒れ、亡くなった機長の労災問題」として訴えると、次々にビラを受け取り内容に目を通す姿がありました。

裁判開始の13:20には、傍聴席に入り切れない大量の傍聴者で溢れかえりました。座れず傍聴席壁際に立ったままの傍聴者が多数いましたが、裁判官や被告側(労基署)はこれには全く言及せず公判が開始されました。権威主義的な裁判所の対応としては極めて異例な対応でしたが、本裁判に対する裁判所の受け止め方としては評価出来るものでしょう。そのような裁判所の対応を引き出したのも、多くの傍聴者の溢れる熱気とその真剣な眼差しがあったからでしょう。

公判では体調を崩された奥様の陳述書を担当弁護士が代読し、遺族の心境を裁判官に伝え、続いて「控訴理由」の要旨が述べられました。

その中では「本労災問題は単純に一人のパイロットの労災問題ではなく、航空の安全に重大な影響を及ぼすものである。」事を強調し、裁判所として賢明な判断を求めました。

また今回日乗連傘下の組合をはじめ、多くの方々にアンケートの回答を頂きました。第1回公判に間に合うよう裁判所に提出し、裁判官には「職場のパイロットの生の声をきいて頂きたい」と伝えています。

今後は医師による意見書提出をはじめ、更に職場の声として多くの「陳述書」を裁判所に届ける等の取り組みが必要となります。

高裁判決で「労災認定を行わせる」ため、次回以降の裁判傍聴も非常に重要になります。日程調整の上多数の参加をお願いします。

～ 今後も日乗連として必要な取り組みには組織を上げて取り組んでいきます。～

